

公益社団法人日本船舶海洋工学会関西支部規則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本支部は、公益社団法人日本船舶海洋工学会関西支部と称する。
- 第 2 条 本支部は、船舶及び海洋工学に関わる学術技芸を考究し、その発達と支部会員相互の交流を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本支部は、事務所を大阪府吹田市山田丘 2 - 1 大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻船舶海洋工学部門内に置く。
- 第 4 条 本支部の運営は、本支部規則による。
- 2 この規則の施行に必要な細則は、支部運営委員会の議決を経て支部総会で定める。

第 2 章 事 業

- 第 5 条 本支部は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 講演会・講習会などの開催
- (2) 会員ならびに船舶海洋技術者の技術力向上のための交流・支援活動
- (3) 調査、試験および研究の実施および助成
- (4) 前記各号のほか、第 2 条の本支部目的の達成に必要な事業
- 第 6 条 本支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終る。
- 2 支部長は、運営委員会の承認を得た後、当該年度の事業計画を理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 3 支部長は、各年度末に支部監事の監査を受け、支部総会で承認を受けた後に、当該年度の事業報告を理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 第 7 条 支部長は、必要に応じて委員会を設け、委員を委嘱することができる。

第 3 章 会 員

- 第 8 条 三重県、岐阜県、石川県、近畿 2 府 4 県、鳥取県、岡山県、香川県、徳島県に居住、あるいは勤務する日本船舶海洋工学会会員をもって本支部会員とする。

第 4 章 役員及び商議員

- 第 9 条 本支部に次の役員及び商議員をおく。
- | | |
|------|--------|
| 支部長 | 1 名 |
| 副支部長 | 1 名 |
| 運営委員 | 若干名 |
| 支部監事 | 2 名 |
| 商議員 | 50 名以下 |
- 第 10 条 商議員は、本支部区域内に在住する正会員(支部正会員と称する)の中から各団体において選出され、運営委員会で承認する。
- 2 支部長及び支部監事は、支部正会員の中から支部正会員である代議員(以下、支部代議員と称する)が投票によって選出する。
- 3 運営委員は、支部正会員の中から支部長が推薦し、支部総会の承認を得た後に、支部長が委嘱する。
- 4 副支部長は、運営委員の中から支部長が推薦し、支部総会の承認を得た後に、支部長が委嘱する。
- 第 11 条 支部長は、支部を代表し会務を総括する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。運営委員は、運営委員会を組織して、支部長を補佐し、会務を処理する。支部監事は会務を監査する。商議員は、商議員会にて、支部事業進捗状況を確認し、支部の事業運営を監督、指導する。
- 第 12 条 支部長、副支部長の任期は、就任後 2 回の定時総会を終るまでの 2 ヶ年とするも重任を妨げない。任期満了後でも後任者に事務の引継を終るまではなおその職務を行う。ただし 4 年を超え

- て継続して就任することはできない。
- 2 運営委員、支部監事及び商議員の任期は、就任後2回の定時総会を終るまでの2ヵ年とするも重任を妨げない。
 - 3 運営委員、支部監事、商議員に欠員を生じ補欠の必要がある時は、支部長にその人選を一任する。ただし、その際の任期は、前任者の残りの期間とする。

第 5 章 総 会

- 第 13 条 支部総会は、会議の目的とする事項を示して支部長が招集する。
- 2 支部総会は、毎年1回開催し、支部規則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (2) その他本支部の業務に関する重要事項で、運営委員会において必要と認めるもの
 - 3 支部総会は、支部役員と支部正会員をもって構成員とし、支部代議員の過半数の出席をもって成立する。ただし、支部総会に出席できない支部代議員は、他の支部代議員に委任することができる。この場合、出席した支部代議員とみなす。
 - 4 支部総会の議事は、出席した支部総会構成員の過半数で議決される。
 - 5 支部臨時総会は、運営委員会で必要と認められたとき、または支部代議員5名以上からあらかじめ会議の目的事項を示して請求があったとき、支部長がこれを招集する。
- 第 14 条 支部長は、支部総会の決議をその都度、理事会に報告しなければならない。

第 6 章 会 計

- 第 15 条 本支部の経費は、日本船舶海洋工学会よりの交付金でまかなう。
- 第 16 条 支部長は、運営委員会の承認を得た後、当該年度の支部予算案を理事会に提出し、承認を得なければならない。
- 2 支部長は、各年度末に支部監事の監査を受け、支部総会で承認を受けた後に、当該年度の決算報告を理事会に提出し、承認を得なければならない。

第 7 章 支 部 規 則 の 変 更

- 第 17 条 支部規則を決定し、あるいは変更しようとするときは、支部総会に出席した支部総会構成員の3分の2以上の同意を得た上で、支部長が理事会に提出し、承認を得なければならない。

第 8 章 付 則

- 付則(1) 本規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 付則(2) この規則の変更は、支部通常総会の承認のあった日(平成18年5月25日)から施行する。
- 付則(3) この規則の変更は、支部臨時総会の承認のあった日(平成18年9月15日)から施行する。
- 付則(4) この規則の変更は、平成23年度(第8期)役員選挙より適用する。
- 付則(5) この規則の変更は、支部定時総会の承認のあった日(平成23年5月13日)から施行する。
- 付則(6) この規則の変更は、支部定時総会の承認のあった日(平成25年5月17日)から施行する。
- 付則(7) この規則の変更は、支部定時総会の承認のあった日(平成30年5月11日)から施行する。